## 長崎県小規模省エネルギー等設備導入支援事業費補助金実施要綱

(趣旨)

第1条 県は、原油価格や物価高騰などの影響を受けている県内中小企業者等が、経営改善に向けて省エネルギー・高効率化設備等(以下「省エネ設備」という。)を導入するための費用について、予算の定めるところにより、長崎県小規模省エネルギー等設備導入支援事業費補助金(以下「補助金」という。)を交付するものとし、その交付については、長崎県補助金等交付規則(昭和40年長崎県規則第16号。以下「規則」という。)、長崎県産業労働部関係補助金等交付要綱(平成19年長崎県告示第299号。以下「交付要綱という。)、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金制度要綱(令和2年5月1日府地創第127号)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号)及びその他の法令の定めによるほか、この実施要綱の定めるところによる。

(定義)

- 第2条 この要綱における用語の意義は、次に定めるところによる。
  - (1) 中小企業者等 中小企業支援法(昭和38年法律第147号)第2条第1項に規定する 中小企業者、中小企業団体及びそれに準ずるものとして知事が特に支援が必要と認め る団体をいう。
  - (2) 省エネ設備 燃料の使用量削減等に資する省エネルギー設備をいう。
  - (3) 県会計年度 毎年4月1日から翌年3月31日まで

(補助対象者)

- 第3条 補助対象者は、次の各号の全てを満たす中小企業者等のうち、別表1に掲げる業 種を営む者とする。
  - (1) 県内に主たる事務所、事業所を置いて事業を実施していること
  - (2) 申請日時点において、創業後1年を経過していること
  - (3) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、暴力団又は暴力団員の統制下にある 団体等でないこと
  - (4) 法人税法(昭和40年法律第34号)別表第一に規定する公共法人でないこと
  - (5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)に 規定する「性風俗関連特殊営業」又は当該営業にかかる「接客業務受託営業」を行う 者でないこと
  - (6) 次のいずれにも該当しないこと(みなし大企業でない者)
    - ① 発行済株式の総数又は出資金額の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している中小企業
    - ② 発行済株式の総数又は出資金額の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業
    - ③ 大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている中小企業
  - (7) 法人税(個人事業主の場合は所得税)、県税、消費税及び地方消費税の滞納がない こと。又は、納税に関して、正式な猶予の手続き等を経ていること
  - (8) 長崎県省エネルギー等設備導入経営改善支援事業費補助金又は省エネルギー等設備 導入緊急支援事業費補助金の交付を受けていない又は受ける予定がないこと
- 2 知事は、前項の規定に準ずると認められる事業者について、補助対象者とすることが

できる。

(補助対象事業等)

- 第4条 補助金の交付対象となる事業(以下「補助事業」という。)とは、別表2に掲げる 省エネ設備を導入し、経営の改善を図るための事業とする。
- 2 補助事業において、同一の補助対象設備について、国、県、市町が実施する設備導入等に係る他の補助制度と併用して交付を受けることはできない。

(補助事業の実施期間等)

- 第5条 補助事業の実施期間は、令和4年11月18日から令和5年2月10日までとする。
- 2 補助事業の着手は、前項に定める期間内でなければならない。

(補助対象経費、補助率及び補助金額等)

- 第6条 補助金の交付対象となる経費(以下「対象経費」という。)は、補助事業に要する 経費であって、別表2に掲げる経費のうち、知事が必要かつ適当と認めるものとする。
- 2 補助金の額は、対象経費の3分の2以内で、上限を50万円、下限を20万円とする。
- 3 算出した補助金額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。
- 4 第11条の規定による利益等排除に該当する補助事業者に係る経費については、当該利益等排除後の金額をもって、補助対象経費とする。
- 5 補助金の適用期間は、前条第1項に規定する補助事業の実施期間とする。

(補助金の交付申請)

- 第7条 補助金を申請しようとする者(以下「交付申請者」という。)は、規則第4条の規定に基づき、長崎県小規模省エネルギー等設備導入支援事業費補助金交付申請書(様式第1号。以下「補助金交付申請書」という。)により申請を行うものとする。
- 2 規則第4条の規定により、補助金交付申請書に添付すべき書類は、次のとおりとする。
  - (1) 申請チェックリスト
  - (2) 誓約書(様式第2号)
  - (3) 県税に関し未納がないことを証明する証明書の写し又は新型コロナウイルス感染症の影響により徴収猶予を受けていることが分かる書類
  - (4) 法人税(個人事業主の場合は所得税)、消費税及び地方消費税に係る未納税額のないことを証明する証明書の写し又は新型コロナウイルス感染症の影響により徴収猶予を受けていることが分かる書類
  - (5) 直近事業年度の貸借対照表及び損益計算書等
  - (6) 補助事業に係る見積書の写し
  - (7) 導入する省エネ設備の性能等を証明する資料
  - (8) 施工前の状況がわかる写真等
  - (9) 交付申請者が法人の場合は、法人登記簿謄本(履歴事項全部証明書)の写し、交付申請者が個人事業主の場合は、本人確認書類の写し
  - (10) その他知事が必要と認める書類
- 3 交付申請者は、第1項に規定する交付申請書を、次条に規定する補助事業の実績報告及び補助金の交付に関する書類とあわせて、令和5年2月10日までに知事へ提出しなければならない。

(補助事業の実績報告及び補助金の交付)

- 第8条 補助事業者は、補助事業が完了し、補助金の交付を受けようとするときは、規則 第13条第1項及び同第16条の規定に基づき、長崎県小規模省エネルギー等設備導入支援 事業費補助金実績報告書及び交付請求書(様式第3号。以下「実績報告書及び交付請求 書」という。)を令和5年2月10日までに知事に提出しなければならない。
- 2 前項の規定による実績報告書及び交付請求書に添付すべき書類は、次のとおりとする。
  - (1) 証拠帳票類の写し
  - (2) 事業の実施状況及び実施結果が確認できる写真等
  - (3) その他知事が必要と認める書類
- 3 第1項の規定に基づき行われた補助金の交付請求については、次条に規定する額の確 定後に、当該確定された内容で請求されたものとみなす。

(補助金の交付決定及び額の確定)

- 第9条 知事は、第7条に規定する交付申請及び前条に規定する実績報告があったときは、 その内容を審査のうえ、適当と認める時は補助金の交付の決定及び額の確定をし、長崎 県小規模省エネルギー等設備導入支援事業費補助金交付決定通知書及び交付額確定通知 書(様式第4号)により通知するものとする。
- 2 知事は、前項の通知に際して必要な条件を付すことができる。
- 3 知事は、申請の内容を審査した結果、不交付の決定をする場合は、補助金不交付決定 通知書(様式第5号)により通知するものとする。

(交付手続の特例)

第10条 規則第21条の規定により、規則第7条及び同第14条並びに規則第13条及び同第16条の各手続を併合するものとする。

(利益等排除)

第11条 交付申請者が、自身又は財務諸表等の用語、様式及び

作成方法に関する規則(昭和38年大蔵省令第59号)第8条第3項に規定する親会社若しくは子会社、同条第5項に規定する関連会社又は同条第8項に規定する関係会社から調達を受けることによって補助事業を実施しようとする場合(他の会社を経由する場合及びいわゆる下請会社の場合を含む。)は、別表3に掲げる方法により利益等排除を行うものとする。

(補助金の経理)

第12条 補助事業者は、この補助事業に係る経理についての収入及び支出の事実を明確に した帳簿及び証拠書類を整理し、かつ、これらの書類を補助事業が完了した日の属する 県会計年度の終了の翌年度から5年間保存しなければならない。

(財産の管理)

第13条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産(以下「取得財産等」という。)については、補助事業完了後も、取得財産等管理台帳(様式第6号)を備え、その保管状況を明らかにし、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付目的に従って効率的な運用を図らなければならない。

(財産の処分の制限)

- 第14条 補助事業者は、取得財産等のうち1件当たりの取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の財産について、次の各号に定める期間内に補助金の交付目的に反して使用し、他の者に貸し付け、若しくは譲り渡し、他の物件と交換し、又は債務の担保に供しようとする(以下「取得財産等の処分」という。)ときは、規則第20条の規定に基づき、あらかじめ取得財産等の処分承認申請書(様式第7号)を知事に提出し、その承認を受けなければならない。この場合において、知事は、当該取得財産等が次の各号に定める期間を経過している場合を除き、補助事業者が取得財産等の処分をすることにより収入があるときは、その収入の全部又は一部を納付させることができる。
  - (1) 減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号。以下「大蔵省令」という。)に定められている財産については、大蔵省令に定められている耐用年数に相当する期間
  - (2) 大蔵省令に定めのない財産については、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間を定める件(昭和53年通商産業省告示第360号)に定められている耐用年数に相当する期間

(補助金の交付の決定の取消し等)

- 第15条 知事は、補助事業者が補助金を他の用途に使用し、又は補助金の交付の内容、条件、その他法令若しくはこれに基づく処分に違反したときは、額の確定の有無にかかわらず、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。
- 2 知事は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、すでに補助金が交付されているときは、その返還を命ずるものとする。

(成果の公表)

第16条 知事は、補助金の交付を受けて行った事業の成果について必要があると認めると きは、公表することができるものとする。

(雑則)

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

この要綱は、令和4年11月15日から適用する。

別表1 対象業種(第3条関係)

大分類	中分類	小分類	業種
Е	1	1	製造業
G	ı	-	情報通信業
I	ı	-	卸売業、小売業
L	74	743、744	機械設計業、商品・非破壊検査業
M	76, 77	-	飲食店、持ち帰り・配達飲食サービス業
N	_	_	生活関連サービス業、娯楽業
О	82	823、824	学習塾、教養・技能教授業
			廃棄物処理業、自動車整備業、機械等修理業(別掲を除
R	88~92	-	く。)、職業紹介・労働者派遣業、その他の事業サービ
			ス業

分類等は、日本標準産業分類(平成25年10月改定)(平成26年4月1日施行)による。

## 別表 2 補助対象事業等(第4条、第6条関係)

燃料の使用量削減等に資する省エネルギー設備の導入に要する次の経費

費目	内容	補助率	補助金額の 範囲
設備費	補助事業の実施に必要な機械装置等の購入に 要する経費		50万円以内
設計費	補助事業の実施に必要な設計費等	2/3以内	(下限は 20
工事費	補助事業の実施に不可欠な工事に要する経費		万円)

<sup>※</sup>既存設備の撤去・処分に要する経費は対象外

## 上記設備費の対象設備

	設備区分	種別
	高効率空調	電気式パッケージエアコン (業務用エアコン)
ユーティリティ設備		ガスヒートポンプエアコン
		チリングユニット
		吸収式冷凍機
		ターボ冷凍機
	業務用給湯器	業務用ヒートポンプ給湯器
		潜熱回収型給湯器(ガス・石油)
	高性能ボイラ	蒸気ボイラ
		温水ボイラ
	高効率コージェネレーション	高効率コージェネレーション
	変圧器	油入変圧器
		モールド変圧器
	冷凍冷蔵設備	電気冷蔵庫
		電気冷凍庫
		冷凍機内蔵形ショーケース
		コンデンシングユニット
-		冷凍冷蔵ユニット
	産業用モータ	産業用モータ (産業用モータ単体・ポンプ・圧縮機・送風機)
	調光制御設備	無線式調光制御設備
		有線式調光制御設備
		人感・明るさセンサ付調光制御設備

## 別表3 利益等排除の方法(第11条関係)

1 利益等排除の対象となる調達先

以下の(1)~(3)の関係にある会社から調達を受ける場合(他の会社を経由した場合、いわゆる下請会社の場合も含む。)は、利益等排除の対象とします。

利益等排除の対象範囲には、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和38年大蔵省令第59号)第8条で定義されている親会社、子会社、関連会社及び関係会社を用います。

- (1) 補助事業者自身
- (2) 100%同一の資本に属するグループ企業
- (3) 補助事業者の関係会社(上記(2)を除く)
- 2 利益等排除の方法
  - (1) 補助事業者の自社調達の場合

原価をもって補助対象経費に計上します。この場合の原価とは、当該調達品の製造原価をいいます。

(2) 100%同一の資本に属するグループ企業からの調達の場合

取引価格が当該調達品の製造原価以内であると証明できる場合は、取引価格をもって補助対象額とします。これによりがたい場合は、調達先の直近年度の決算報告(単独の損益計算書)における売上高に対する売上総利益の割合(以下「売上総利益率」といい、売上総利益率がマイナスの場合は0とする。)をもって取引価格から利益相当額の排除を行います。この場合の売上総利益率は小数点第2位を切り上げて計算します。

(3) 補助事業者の関係会社(上記(2)を除く。)からの調達の場合

取引価格が製造原価と当該調達品に対する経費等の販売費及び一般管理費との合計以内であると証明できる場合、取引価格をもって補助対象経費に計上します。これによりがたい場合は、調達先の直近年度の決算報告(単独の損益計算書)における売上高に対する営業利益の割合(以下「営業利益率」といい、営業利益率がマイナスの場合は0とする。)をもって取引価格から利益相当額の排除を行います。

注) 「製造原価」及び「販売費及び一般管理費」については、それが当該調達品に対する 経費であることを証明してください。また、その根拠となる資料を用意してください。 なお、(2)及び(3)が一般の競争の結果最低価格であった場合にはこの限りではありま せん。